

平成18年度地域生活支援事業 の国庫補助配分について

配分の基本的な考え方

- ① 統合補助金とし、個別事業の所要額に基づく配分は行わない。
- ② 事業の実施水準を全国的に平準化する観点から、事業水準が全国並に達しない市町村等の底上げを図ること、また、現在の実施水準の低下を招かないことに配慮する。
- ③ 以上の観点から、次の組み合わせで配分額を決定する。
 - ・ 現在の事業実施水準を反映した基準による配分（事業実績割分）
 - ・ 人口に基づく全国一律の基準による配分（人口割分）

配分の枠組み（案）

平成18年度の地域生活支援事業（200億円 H18年10月～H19年3月）の配分比率は、以下のとおりとする。

なお、この取扱いは激変緩和を図るための暫定措置であり、平成21年度以降、人口に基づく全国一律の基準による配分とする予定である。

1. 市町村と都道府県の配分比率

市町村：都道府県 = 9：1

2. 市町村の配分

事業実績割分：人口割分 = 8：2

→ 事業実績割分については、事業評価指標により決定する。（別添）

3. 都道府県の配分

- (1) 基礎割分として、都道府県が実施しなければならない事業について一定の評価を行う。
- (2) 人口割分として、都道府県の人口規模に応じて配分する。

市町村の配分に用いる事業評価の指標

- 市町村への具体的な配分に用いる事業評価の指標については、次の実績を調査したうえで、事業実績割分として決定することとする。
- 別途、事業評価指標の調査票を送付する予定であるので、協力方お願いしたい。

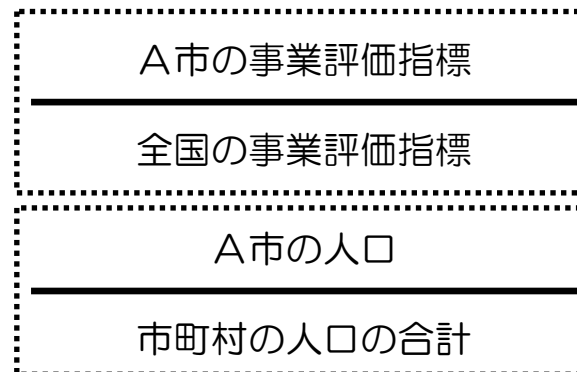
事業	事業評価の指標
相談支援	ホームヘルプサービスの支給決定者数
コミュニケーション支援	視覚、聴覚・言語障害者の手帳所持者数
日常生活用具	日常生活用具、ストマ用装具（紙おむつ含む。）の支給件数
移動支援	移動介護の支給決定利用延べ時間数、移動介護の支給決定者数（ただし、身体障害者・精神障害者の移動介護のうち身体介護を伴うもの及び知的障害者・障害児の行動援護を除く。）
地域活動支援センター	小規模作業所（1か所の定員が概ね5名以上、原則週4日以上利用できる事業に限る。）、デイサービス（障害児分を除く。）、精神障害者地域生活支援センターのか所数

○各市町村への具体的な配分の考え方

- ア 事業実績割分の配分額

$$\frac{\text{A市の事業実績割配分額}}{\text{全国分の事業実績割配分額}} \times$$
- イ 人口割分の配分額

$$\frac{\text{A市の人口}}{\text{全国分の人口割配分額}} \times$$
- ウ A市合計配分額（ア＋イ）



○各都道府県への具体的な配分の考え方

- ア 基礎割分 $\frac{\text{都道府県が実施しなければならない事業について一定の評価}}{\text{都道府県の人口の合計}}$
- イ 人口割分

$$\left(\frac{\text{全国分の配分額}}{\text{都道府県の人口の合計}} - \frac{\text{基礎割分の配分額}}{\text{都道府県の人口の合計}} \right) \times \text{A県の人口}$$
- ウ A県合計配分額（ア＋イ）

